

## 松戸市防犯用品貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の防犯団体に対し、予算の範囲内において防犯用品を貸与することにより、防犯活動を支援するとともに、市民の防犯意識の向上を図り、もって安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯団体 市内に居住し、通勤し、又は在学する5人以上の者による団体及び防犯協会その他市長が特に認めた団体であつて、自主的に防犯活動を行うものをいう。
- (2) 防犯活動 犯罪の防止のための活動であつて営利を目的としないものをいう。
- (3) 防犯用品 防犯活動の実施に必要な物品をいう。

### (貸与申請)

第3条 防犯用品の貸与を受けようとする防犯団体は、松戸市防犯用品貸与申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯活動実施計画書
- (2) 防犯団体の構成員等が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (貸与決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、防犯用品の貸与の可否を決定し、松戸市防犯用品貸与決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

### (貸与条件)

第5条 前条に規定する防犯用品の貸与決定を受けた者は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 防犯活動の内容等を変更し、又は防犯活動を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって防犯用品の維持管理を行うとともに、破損、紛失

等が生じたときは直ちに市長に報告すること。

(3) その他市長が必要と認める条件

(処分制限等)

第6条 防犯用品の貸与決定を受けた者は、市長の承認を受けずに防犯用品を防犯活動以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(実施報告)

第7条 防犯用品の貸与決定を受けた者は、毎年度終了後、速やかに防犯活動の実施内容を市長に報告するものとする。防犯活動を終了し、若しくは中止したときも、また同様とする。

(貸与決定の取消し)

第8条 市長は、防犯用品の貸与決定を受けた者が前3条の規定に違反したときは、防犯用品の貸与決定を取り消すことができる。

(返還)

第9条 防犯用品の貸与決定を受けた者は、防犯活動を終了し、若しくは中止し、又は前条の規定により貸与決定を取り消されたときは、速やかに防犯用品を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行日において現に防犯用品の貸与を受けている防犯団体は、この要綱の規定により貸与決定を受けたものとみなす。

(施行期日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

第1号様式

松戸市防犯用品貸与申請書

年 月 日

(宛先) 松戸市長

所在地

申請団体名

代表者氏名

(連絡先: 担当: )

防犯用品の貸与を受けたいので、松戸市防犯用品貸与要綱第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 防犯用品

名称	数量	名称	数量
のぼり旗 (防犯パトロール)	枚	ボールの頭	個
のぼり旗 (空き巣防止)	枚	ボールの横棒	本
のぼり旗 (ひったくり防止)	枚	巻き上がり防止具	個
のぼり旗 (ちかん防止)	枚	青色回転灯 (着脱式)	台
のぼり旗 (電話de詐欺防止)	枚	車両用マグネットシート	枚
のぼり旗 (車上狙い防止)	枚	たすき	本
のぼり旗 (登下校注意)	枚	反射ベスト	着
ボール	本	腕章	枚
		誘導灯	本

2 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 防犯活動実施計画書
- (2) 構成員等が分かる書類
- (3) 車両用マグネットシートを貼付する車両の車検証の写し (車両用マグネットシートを申請される場合のみ)
- (4) 青色回転灯車両の車検証の写し (青色回転灯 (着脱式) を申請される場合のみ)
- (5) その他 ( )

申請団体名  
代表者氏名 様

## 松戸市防犯用品貸与決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった防犯用品の貸与について、松戸市防犯用品貸与要綱第4条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

松戸市長 本郷谷 健次

## 記

## 1 次のとおり決定します。

## (1) 防犯用品

名称	数量	名称	数量
のぼり旗（防犯パトロール）	枚	ボールの頭	個
のぼり旗（空き巣防止）	枚	ボールの横棒	本
のぼり旗（ひったくり防止）	枚	巻き上がり防止具	個
のぼり旗（ちかん防止）	枚	青色回転灯（着脱式）	台
のぼり旗（電話de詐欺防止）	枚	車両用マグネットシート	枚
のぼり旗（車上狙い防止）	枚	たすき	本
のぼり旗（登下校注意）	枚	反射ベスト	着
ボール	本	腕章	枚
		誘導灯	本

(2) 貸与期間 年 月 日から 年 月 日まで

## (3) 貸与条件

ア 防犯活動の内容等を変更し、又は防犯活動を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

イ 善良な管理者の注意をもって防犯用品の維持管理を行うとともに、破損、紛失等が生じたときは直ちに市長に報告すること。

## 2 次の理由により申請を却下します。

理由